

奈良県告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和三年十二月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 保安林予定森林の所在場所 桜井市大字三輪一四二二（次の図に示す部分に限る。）
、大字笠一一一八、一一六一

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字三輪一四二二（次の図に示す部分に限る。）
、大字笠一一一八・一一六一
（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（二） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県水循環・森林・景観環境部森林資源生産課及び桜井市役所に備え置いて縦覧に供する。）